五七

十二日

日日

日

右

二月

親音國|

民

學

校

西

觀

觀

町

昭和十六年度廣島市最勝和十六年七月八日

歲田

出若

水

民學

校

福島町

手町、

H

後

十三日

右

十五日

十四日

三日

大芝國民

大芝町、

目

本町

 \equiv

豫算追加昭和十六

打越町、三

用了

締法第八

區ヲニ五號港ル軍 至軍事

十二軍レ、號適輸ニ第 區之及用送關六十取

條三域規 則ヲ條軍定 ス五締行 條法二 七規テ

四日 六日 五日 三日 六日 五日 七日 Ħ 廣島港域 强化 右 右 右 右 右 右 zn 七日 == 九日 七日 六月 九 八 バ 日 Ħ H 民學校 民 學校 學校 學 一町、新川川、新川川 町元中 鳥屋橫東 字品町 町本 町'町 幸町 仲方 町町 町 本町 圓 魚中 町國 屋町平 町冶 主中 士天見 新町 見地町

一屋

河原町

小網町

町、

十五款 繰 越 金一四拾五圓人合計金千四拾五圓金千四拾五圓

東千

六三頁

^

金千四拾五圓 支 出

,即

m

空、鞘左

町官

市屋

豫算追加 昭和十六年度廣島市

歳入出 若

,町

吉町

羽材 衣木

町町

島神

町町

吉木 鳥 本町

大手

町

九

如度廣唱シ廣島

昭和十六年七月八日 昭和十六年七月八日 昭和十六年七月八日 一度島市蔵入出豫算追加ノ要領左ノ 一度島市蔵入出豫算追加ノ要領左ノ

町、、

流町

Ш

町昭

田町

町藥

三堀

川町

町、

◎廣島市告示甲第一二六號

`研

中

`和

'播屋

袋磨町

`町鐵

小 ` 砲

町研屋

、屋町

猿町、

樂'中

屋

細町立

工'町

町屋

守防 1 努め

つ域令締 のの漁繋し り可又又のでョ 定要採筏に月ヲ 同るに運依十施部區に行り八行 掲域闘若一日ス 示及しハ船右

場び陸繋舟省

たの第法。軍二第陸

締號にで

をを依は

化て七軍

す左月輸

ることとなるの通り廣島港場の通り廣島港場

で字品憲兵隊では七月二十一日殿 学久根島及び嚴島聖崎を連ぬる線 学久根島及び嚴島聖崎を連ぬる線 学人根島及び嚴島聖崎を連ぬる線 大田町、吉島本町、江波町各南端、 の場 の間 当分の間 は守品憲兵隊では七月二十一日殿 は守品憲兵隊では七月二十一日殿 は守品憲兵隊では七月二十一日殿 は中日町、古島本町、江波町各南端、 の場 に字品憲兵隊では七月二十一日殿 はいまる。

下の なる精 船舟

捷びし なる 全 令至 の誠 紊る ム盡の

忠の赤誠に 地に投の極致 々す て處 擧の

の尊嚴が神に存む

意期での品取 航の締 ふ」表寫地の `眞區細

など、など、 のよ立 上れ右通り 入制限につ さいらび船にないるからが

一橋東詰、漁獵につ でね る端線 いい用

陛 し奉 る絶對

承行」 資に 天か我 皇らが つど 行

圓

廣島市告示甲第一二七號

加ノ要領左ノ昭和十六年

豫算追加 昭和十六年皮廣島市歲入出 廣島市長 藤 田 若 水

款

人 合計

門部計金參拾壹萬參千八百貳拾五圓一 項 臨 時 給 與 金參拾壹萬參千八百貳拾五圓一 項 臨 時 給 與 金參拾壹萬參千八百貳拾五圓 金參拾壹萬參千八百貳拾五圓

日合計金參拾壹萬參千 百貳拾五

威入出差引残金ナ シ

五九

五八

項

(七月一日附)

命水道部工務課工事を 西 正 雄

長(七月十二日附)へ任主事(七月一日附)へ

自自自五

七二十月

至至至六九四翌月

月月年及

及一

矢 賀 洲 武 祖 合名

叙

任

及

茶

剂

最

100

I

許可がなければいけな気にアマチュアの効論現にアマチュアのめ廣島市及び附近一些 强化で第二區も 部長の複形なの

碑成る 四九頁一道而訂 記事 中殿左下

第四行 第四行 第十行 比治山神社側より 御展望之御趾 舊御便殿行啓 御展望之趾 多開院前より

差支ない限り簡單に教育のための寫生の 4に許可される。4の願出については2にある各種學校の 4の事項を謹而訂-御展望所趾記念 | 報第百五十三號 - 五分御成り かし ちろ

Z 墨 死 者

中村 數一殿 佐々木 勉殿 死 光 治 吉舟西住 島入蟹 本本屋 町町町所.

同上等兵 陸軍兵長 官等級

たにわ

ね

ぎ

自二月至五日自六月至烈日

月年月

け

らぎ

三仁白舟宇河段江 保島瀧町東 原大波 本町 青中 畑 町崎町町九町町町

年自 十五 自 期 自 一五 月 八 月 一月 八 月 一月 八 月 三 八 月 三 八 月 三 至 翌 四 日 年自七 自六十月八 月二及月 月十至 二八六七

じやがぼん

至至月至

四十 八 月一

@廣島市告示甲第一二九號

でびつ V もうん

至八月至翌年

宝宝〇八〇六七五五 四八六四 三 五五

昭和十六年

___ 款 縣補助金 金千

金千 助 金 七百拾五圓 七百拾五圓

ぎぎ

命水道部工務課勤務 (七月十二日附) 橋 本 克 水道部工務課工事係長技師 生正副 新根 樋野前 組長異動 位 文教 任 大教 設 築 興 和十 缺 亡)缺任 班月附) 哲員員員者 》出 錦 水 錦 水 小 沙 声 町 町町下町下町

加糜政之助

吉造

忠次郎

義一

幸助

佐一

V

ブ月景

月至翌年

一西西舟西 平甲鐵 丁觀 人平塚中砲 日野組町町元組町 三宅 古田 原佐下田藤山

好務部稅務課檢稅係長主事補 免財務部長事務取扱 (八月七日附) 助役 元 山 修 一

仁保町簡那

六〇

◎廣島市告示甲第 一二八號

度廣島市歲入出豫算追加ノ要領左ノ廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十六年

昭和十六年七月八日

水

豫算追加 昭和十六年度廣島市歲入出 昭和十六年度廣島市歲入出

十五款

歲入合品 五款 繰 越 金 金四萬八千五百九拾圓 項 前年度繰越金 金四萬八千五百九拾圓 合計金四萬八千五百九拾圓 餘出經常部 談出經常部

自十二年自四月月一十

三月及

月至翌

第 六 款 役 所 費第 四 項 修 繕 費 金四萬八千五百九拾圓經常部計金千貳百六拾五圓經常部計金千貳百六拾五圓

の要領左ノ昭和十六年

歳入出 若 水

歳入合計金千七百拾五圓第十五款 青年學校費第十五款 青年學校費第十六款 圖書 館 費第一項 需 単金千貳百拾五圓 金五百圓 電常 一項 需 用 費金五百圓 金五百圓

負 設 容 莊

直平

忠

德次

新井長次郎

一强

義男

磯平 三藏

廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ島市會ノ議決ヲ經タル昭和十六年

水

十二款歲

金附金附入 千金千金

畑賀病院費

圓

歳出合計金千圓臨時部計金千圓 シ

六

ノ昭

要領左、

ノ年

組町

にて自

慰謝と歌喜の 「なった人々」 「なった人々」 「なった人々」 會て今でなった。 である。 である。 である。 である。 で隣々額あ組も出 最初に基き常のであり では 家 平のと

死みめ 訴のてて

及導一る進ばでられが度決のゑに員人。のかあ出ま組あのに惱かりにしたり米隣の體體りりてしたり米隣みり 合同東る及導一 の時期風當がの精力間風當がの てる、め、ジなカックである。いの変オいかけ

で之がに る 者今解國

格指定△五日

十二款歲

八年度廣島市歲7局市長 藤田

入出若

,水

(七月

中

條千行中程國官內第△科十一總技行期 前第六規改△民制臨八十學二日司術規日 1三日則正二勞、時條四學日 令者則 內 制臨八十學二日司 令 時條四學日 令 「規ス飲令事二正日軍校校統婦日 リリル食施務十、事條令制規日 第件稅行取一財內取令、規則 「十二法規扱日務務締廢陸則」」 「十二法規扱日務務締廢陸則」」 部法止軍△十衞械

第

歲 臨

の計金貳百圓の計金貳百圓

第

歲

A

昭和十

入 出 若

水

廣島市巌入出豫算追加島市會ノ議決ヲ經タル

加ノ要領左ノ昭和十六年

廣島市告示甲第一三二號

◊ 國民貯 0 蓄組 徹 底 的 合 ľ 切 各 F 戶 げ PLESTORAL 合 Λ は 理 的 必 3 戰 時 加 食 Ž ま 뜐 行 致 Š

勿體 *t*e Co の Ż 大 C 活 用 ŧ う

第

越入

第

前年

金貳千圓金

に 2 ŧ

の續き】

廣島市告示甲第百四十五號

町內會助成規程施行細則左廣島市町內會助成規程施行 細則制 通リ 定定 4

廣島市長 田 水

廣島市町內會助成規程施行細則

変付ス 町内會 ル 助成金 月 額ヲ 定メ三箇月毎

一世帶 シ五 金五錢ヲ加 タ世數 = 付以金 金拾錢三百一以下ニ對シ金五圓

第三條 三分 付分 毎年度豫 会製品の

ル末テ四 在每助 内四半 二月 在末ル リ現在帯 ハ 四月半の 末現分へ ニ十在依月リ

之ヲ ハ 廣 則 島市 町 '內會助' 成規程施行

3

ハ期帶係 数ハ第四條、昭和十二 六年大年大年大年大年 月 = = 在現り以来を表する。 依在ズ助 町 成金算定ノ 聯內 會 合 = リ基準

廣島市告示甲

日十二月八年六十和昭

內市道 五ノ 八件 號線及 三九號線ヲ 左記

滌

舊路線 **售路**線 分 路線名 1元號 段東 兲號 原日出町三型ノニ地先票町全宝地先票町全宝地先票町全宝地先票町全宝地先票の一三地先票の一三地先票の一三地先票の一三地先票の一三地先票の一三地先票の一三地先票の一三地先票の一三地先票の一三地先票の一三地先 六 九 間 三 四三0・三 1个0-1宝 六九一・七四 延 長 八間五分五日 五本米浦 摘

土木部 =

廣島市告示甲第 四七號

ノ告示ア 廣島都市 昭和 六年七月 畫土地區劃整理中 三十

六日 市役所 市役所ニ供品製整理力 備へ 置き得 縱覽 夕 =供 ス

左ノ 之

第六號 ----區域 「別紙圖面(第一圏域中左ノ通追加) 通 草古リ 津田 リ津田改東町 圖乃至第六 過乃至第五 11至0,000 積(坪)

シ特別 土地 ハ 場査 合 シ シ テテ 除其决 配置 シ ヲル L モ依 コノル

ラ 設計方針

スル精畫 つパ 土地

第卅五款 歲出 經常部

要

炭出合計金貳千圓經常部計金貳千圓 第 Ŧī. 防空

厘用

島市告示甲第一三三號

昭和十六年の関係の対象を関係を対象を関係を対象がある。 成入出豫算追加・議決ヲ經タルー ノ昭 の要領左ノ

. 歳 入 出 若 水

第 十五款歲 ---

歲入合計

第十 八款

第 ---五款 繰 越 金 電 金七萬參千四百五拾貳圓 合計金七萬參千四百五拾貳圓 合計金七萬參千四百五拾貳圓 一次 前年度繰越金 金七萬參千四百五拾貳圓 一次 町內會諸費 金七萬參千四百五拾貳圓 金七萬參千四百五拾貳圓 金七萬參千四百五拾貳圓 金七萬參千四百五拾貳圓

歲經常 歲出合計 人 出 合 計

廣島市告示甲第一三四號

カシ 度廣島市歳入出発 度島市食ノ議決ヲ 豫算追加 要領左 ノ年

和 黄年 長八 田 若 水

六

ト配ト

スシスル共

モノ

第三、 (圖面省略)

廣

MJ 內 會正副會長異動 和十六年七月、

月

島

福島聯合町內會 楠那聯合町內會 副 副 菊 मंग 西 崎 正 美 行 七月 七月五日就任 三日就任

	新	田	稻	二横	本己	同	金	西舟	H	L	
	天	中	荷町	丁川	町斐		屋町	ス		Ŋ	
ŀ		,	西				下	仲		क्षे	
	地	叫	組	目町	區町	٠,	組	組町	1	3	
	副	長	副	長	長	副	長	副	職	1	
1	中	田	井	岡	田	橋	Щ	IП	氏		
	Щ	村	上	村	th:	本	中	本	24	就	
١.	義	,	涛	清	恭	實	吾	音			
	登	操	作	1173	造	文_		市	名		
	-1:	七	+-	七	-1:		-1:	七	月	54	
	且	月	月	月二	月世	月	月	月		任	
	月齿日	月齿日	月益日	日	日日	七月大日	月起日	九日	日		
		長	副	長					Ath.	-	
١	副					副	長	副	職		
	中島	三浦	佐々	秋山		定光	小椋	森岡	氏	退	İ
	<i>ा</i> न्छ	tH3	五木	1.1.1		76	德	平		~	
	寬吾	敏	鄓	藏		弘		太	名		
		夫	吉	Ξ		人	鄓	鄓	73		
	十;	七	七	七月二日		-1:	山	七月	月	任	
	月	月	月	死是		月十	月去	月上	,,	T	
'	月齿日	月齿日	月齿日	亡言		七月大日	四日	九日	日		Î
1	1-1	minut-timinis }9	I		-	 	<u> </u>	JJ	·		

	Name and Address of the Owner, where	THE PERSON NAMED IN		-	NAME AND ADDRESS OF THE OWNER, WHEN		-		Ar mark below				
	海宇	小	下	同	同	二横	舟入	出	同	同	同	本己	出
The Canada Control	岸 東 取		柳			工川	八幸町	汐	69			町製	. 汐
	部町	磯	町			目町	東	町				區町	加了
TANKS AND	長	副	刷	刷	副	副	長	副	副	副	副	副.	·長
A CONTRACTOR OF THE REAL PROPERTY.	鹽本廣	高下	三月	松本	山崎	田島	河合	河口	杉本學	鹽谷	井上	田中	藤田
	鄭	博之_	孝作	藏三	實雄	倉造	梅吉	祉三	次 郎	惠光	忠	武	虎次
	八月五日	七月世日	七月二日	七月世日	七月世日	七月世日	七月二日	七月世日	七月並日	七月25日	七月二日	七月 5日	七月盐日
	長	副		副	副	副	長	副	* up as aspect and	副	副	刷	長
T-SACONOMIC STATES	井山保	上原		岡村	临	田島	香川	石井		鹽谷	井上	中中	木谷有灰郎
- Control of the Cont	保太郎	英雄	. 1	清一	質雄	倉造	輸達	助一	1	惠光	忠	武一	次郎
	八月五日	七月二日		七月二日	七月二日	七月二日	七月共日	七月世日		七月二日	七月土日	七月二日	七月二日
	A TOTAL	1-J		<u> </u>	J-J]	1-1]-	<u> </u>	J-J	

以上長ハ 會長、 副 ハ 副會長ヲ示ス

鐵道大臣起業ニ係ル鐵道強 大字公衆ノ縱覽ニ供ス が完公衆ノ縱覽ニ供ス が完公衆ノ縱覽ニ供ス が完公衆ノ縱覽ニ供ス が完公衆ノ縱覧ニ供ス が完公告ス ヨス教 リル習 同土所 年七月十五日流地收用審查會報 迄裁水 當決路 所申附

地課 = 頭 セ ラ ル

六年七 八日

土地所有者 橋 本 長一畑公簿反別 八步 廣島市仁保町字靑崎貳百八拾六番地廣島市仁保町字靑崎貳百八拾六番地

長拾四 之番地

膝 H 若 水

廣島市長

~~

歳入合計金貳千圓 第十四款 補 助 費 第一項 補 助 費 臨時部計金貳千圓 金貳千圓 一項 補 助 費 金貳千圓 第 第十 度廣島市歲入出

四朝十六年 水

告示甲第一三一號

●廣島市

紀庭

运朝

家打揃つ

て神祇に奉仕

召印十六年

六

Patrick au hors 5

●廣島市告示甲第百六十六號

昭和十六年八月二十二日置規程中左ノ通リ改ム昭和十六年二月廣島市告示甲第三號廣島市町內會等設

タ旅 コトト

區域ヲ「町

ト認ムルトキ條 第一項中 次ニ

月二十五 日 施行

廣島市町內會等設置規程中改正!

シ

夕

ル

者之ニ當ル

水

●廣島市告示甲第百六十八號

改正》件

廣島市聯合町內

會規約準則中

本準則ハ昭和十六年八月二十五日

3

、之ヲ施行ス

昭和十六年八月二十二日規約準則中左ノ通リ改ム昭和十六年二月廣島市告示甲第五號廣島市聯合町內會昭和十六年二月廣島市告示甲第五號廣島市聯合町內會

會長

更ノ必要ヲ生ジ 「前項ノ區域 -

號五十五百第 即印日九十月九年六十和昭 行發日十二月九年六十和昭 錢 五 金 部一 假 迄 所 役 市 島 廣 所行發 市 島 廣 人行發 市 島 武林 所即印 地番一目丁七町手大市島廣 地番一目丁七町手大市島廣 地番一目丁七町手大市島廣

> 級 任 及 辭

依願免職

◎廣島市告示甲第百六十七號

廣島市町内會規約準則中改正ノ件

令

願

束

土木部都市計畫課勤務 井 慶

任技 殿 元 (八月三十日附) 主事補 (漢 ロ 主事補 (漢 ロ 產業部殖產課農產係長

治

(九月1日附)

目 次

昭和十六年八月二十二日準則中左ノ通リ改ムの和十六年二月廣島市告示甲第四號廣島市町内會規約

〇告 示 **廣島市町內會等設置規程中改** 正の件

市道路線變更の件

町名改稱區域變更及字名廢止

當ル

の件

野菜果實新最高值 町內會正副會長異動 衞生副組長異動 度量衡甲種取締の執行

水道使用料更改 姙婦登録制の實施 ミルクなどの空罐回收

選學有權者調查

水

〇紙上隣組問答 〇體驗を語る 隣組皆勞

一十五日

3

之ヲ施行ス

公五

▲廣島市町內會等設置規程抄

宗甲第一三一號

六六

公舟

汐 須藤

西岡 隆三

惣一

七月凸日

九月三日

月太日

士 見 檜山

王

內

會

副

會長異動

二丁目中東 觀 音

(再任)

(再月共

草

津

濱

山我光三郎

八月共日

西

靜生

月共日

德三郎

月共日

長

平

岡卯

三鄭

月共日

上

昭

和十六年八

保护 经 等运送 生算

國

を

<u>17</u>

苯

せ う

老

致

Ŧ

世

う

出

征

軍

Ø

Ž

ŧ

せ

A

廣

島

而

R

踐

就

任

退

西 町三

三木

廿日

川合

耕作

月廿

八月

秋 新田

左

衙門

月廿

平田

重三

八月廿

H

中

悅藏

八月共日

藏三

氏

島九軒町

有田

高野權

太郎

八月

日

安田

壽夫

八月廿日

瀧口

忠雄

月廿

伊藤薫次郎

八月七日

水野

石川

月共日

繁治

倉本元次郎

興梠

八月

日

神田 芳朗

梶谷

日十二月九年六十和昭

日十二月九年六十和昭

報

島

副會長 町

人認

推薦

既和十六年八月十四日 更シ新ニ道路區域ニ編ス 廣島市尾長町地内市道五

入五

シニタ號

ルノ

部區

分域

用部

ラ左

始通

スリ

開

剥

讀

值

= # =

ヲ

廣島市告示甲

五九號

理副

人人

市長之ヲ

區離城 町啓 以共

會 事長長

廣島市町內會規約準則

長條っている。

委

一左

新

七ヲ三條組條 織

ス本會

五二號 路線名 町高 五二* 延長 あり -* 8 至同

しゅ

んぎく

最高價

れんそう

自五自

日七月至九月日十一月至翌年四月

八九六 六發格

③野

菜

合事

●廣島市告示甲第一六二號 更ニ依リ新ニ道路區域ニ 更ニ依リ新ニ道路區域ニ がは用ヲ開始シ變更 が出ヲ廢止ス 世用ヲ廢止ス 開始シ變更道路區域ニー田町地内市 二編道 依入八 リシ八 不夕號 用ル線 ニ部ヲ 歸分認スノ定 ベ區變 之ガ供 キ域更 道ヲシ 路決 ノ定變

れん こん はり他

いん

七五〇二六

其ノ他

(軟白及糸)

三五

變更路線 路 線 線 路線名 〇二號 八 八號 八號 巾 0元 2米 1. to 延

長

廢止區間 路 線 同 同 同牛同牛同 田田田 0元 一量、三

舊

土木部土

一部ヲ認定廢止 シ

若

兲、20

三月至五月

他ノ

月

公芸へこ 九四、四

翌年三月

(茨ら

(皮剝) 自五月至 日七月至九月日七月至北月

一頁へつづく

同

Ŧ

洩願かれ議十これ らに員七の 各日に 石、兵役闘係(現役、應召、歸還の 三、前住所、現住所、同上居住期間 三、前住所、現住所、同上居住期間 三、前住所、現住所、同上居住期間 三、前住所、現住所、同上居住期間 三、前住所、現住所、同上居住期間 四、戶主又はその續柄 四、戶主又はその續柄 **岬連絡をとつて置いて下さい。なほめげての御旅行の節は隣組長などに判りの様に御用意願ひ度く、一家を** と御話置き下 の様に御留守 外に間借、同居等の方は すから家主や世帯主にと すから家主や世帯主にと ででも家族の方で十分卸 一用意願ひ度く、 一 一でも家族の方で十分卸 でも家族の方で十分卸 神でも家族の 5格調査中であります致させるため目で

歸還の年月日)

ど御用意下

は副會長を示す

曲進行組隣

歌の組二十第

伸

はらからは

家族

柄

號

八

一、 妊娠五ヶ月 シミッ に 妊娠し母體の健康を保つたい 登録制」を實施すること 」な でありますが、これら各區の でありますが、これら各區の でありますが、これら各區の でありますが、これら各區の でありますが、これら各區の でありますが、これら各區の でありますが、これら各區の でありますが、これら各區の と 質施する豫定であります。

所保健認 課に屆が

導婦 醫の

据永山木湯三 田岡本村尻次

儀森 進三千美 第一二年 題 殿 殿 殿 殿 殿

目目

を診斷する一録票を受け

2

0

戰

死

者

こ行き登録票を記すこの届出により指述 てが

H

連絡して哺育並に養護の指導をない、登録湾の姙婦には市保健課の登外を配給し分娩後榮養補給を要する母子は指導醫(又は主治醫)が、登録湾の姙婦には市保健課の登りる母子は指導と連絡する。

3 B D

これが使用には多大の注意を要します。萬一これらが今日までのやうなやり方で使はれて居りますと育兒用乳製品(煉乳、粉乳及調製粉乳)の離に不足を來し勢ひこれらの供給に困まることになり、本市でもこので、大日本製酪業組合では今回政府、地方官廳をなりました。つきましては各町内會に於かれましてもこれに御賛同下さいましての國家的運動を起すことなりますから、空罐は水洗の上小賣店に御持夢を御願ひ致し度小賣店に御持夢を御願ひ致し度小賣店に御持夢を御願ひ致し度小賣店に御持夢を御願ひ致し度小賣店では御名前を記帳いたし回收資金の餘調は消費者の名で献金することになって居りますから、空罐は水洗の上小賣店の供給を圓滑にすることになるのですから、これまで空罐を賣拂つてあられた向もこの献金運動に御参加り、しかもこれによつて育兒用乳製品の供給を圓滑にすることになるのですから、これまで空罐を賣拂つてあられた向もこの献金運動に御参加り、しかもこれによって育兒用乳製品の供給を圓滑にすることになるのですから、これまで空罐を賣拂つてあられた向もこの献金運動に御参加り、しかもこれによって育兒用乳製品の供給を圓滑にすることになるのですから、これまで空罐を賣拂つてあられた向もこの献金運動に御参加

殊に錫は、戦時下 我が國では殆 の重要資材で 資源 5 や ん んど産出せず B 動 一動役に

のねで品りもつ刺は店居回るやらすの、献ては御にり收や

少等兵伍兵兵軍少 尉兵長長長曹尉 皆西鶴宇桐西牛河仁河天 實蟹見品木新田原保原町 町町町町町町町 一町 洋

實行して組員一人なく隨分の年寄り ととなり常會の知 ととなり常會の知 をととが朗かてお國へ かな話題となつて居りの都度働く愉しさと仕るの感謝を捧げるといて徒食する者の隣組では早くかられる り仕こを者ら

第十組隣組長東蟹屋町東組 皆 として は最近お上で奬め 类 尾 戶 て

居ら

 \Diamond

デヤウしうま が會てにし 二が來士 てすはつ回口もか敷い指問 も都合 歌十人ので、 を設 と 思の 外 の 人 のをなって知当になま すつ回れんの毎

は及會 [答] はままま 豫定であ 百に餘る隣組であ 內 ぶる隣組でありますかめります。 尚ほ全市でより開始し順次全市にはの関係の関組運營懇談で

の

ら隣組單位では をませんが町かる をませんが町かる 同ら内は る ますと鬼角不平愚痴いと思ひます。從前足に下情の上達を十になり嬉んで 居り煙く圓滑にまた周列等設置以來上意の下 樣御 會直 に要又接 致求は出 があ しに聯向 で居りたまた周到 度いと存じに應じて居りで合町内會單

我等の仕事を別られる。 事かばてら 職域を

がらの関い、 なら その 賃 防諜 一家庭から らなとのぎ 氣

> 100円である。 第二世界に極とい通に愚 では上達の途を開いては上達の次をは上達の途を開いては上達の途を開いてはから訴へとが隣組精神を固くすいては上達の途を開いては上達の途を開いたが隣組精神を固くすいのであり一般におかれましてこの際であかれましてこの際であり、新へのいては一度のませんでせられる。 がら訴へる下情で筋がら訴へる下情と達の を固くするためにも を固くするためにも を固くするためにも を固くするためにも を固くするためにも がら訴へる下情で筋がら訴へる下情と達の がら訴へるですが止

度戴を聯の場合 な事 三 本市では毎月一回市営の處置を構じ更に必要を関いて居りますから是れ等のの御利用を希望します。公公、市では大々主管課のの制利用を希望します。公公、市では大々主管課とのようとは、市では毎月一回市営の處置を構じ更に必要に必要に対して常會開催報告を担いて居りますから是れ等の處置を構じ更に必要を開く外各所の處置を構じ更に必要を担いる。 の 他と連絡 を連絡して下情の上通を を希望します。 尚ほ特殊 を希望します。 尚ほ特殊 を希望します。 尚ほ特殊 を希望します。 尚ほ特殊 を希望します。 尚ほ特殊 を希望します。 尚ほ特殊 ではこれ等をまとめて適 ではこれ等をまとめて適

の害ひのた核

變更の

굿

六頁

町名改稱區域變更及字名廢止

0

件

◎廣島市告示乙第一

號

廣島都市

品

てもがあり

其の

因で各家庭の實情と市 9

は本年三月三十 ので何とか の のこれはは間に相違い 項を最 員増減を調査し十六年度第三期今回之に基きとり敢へず各家庭 ح 告がありました。 を來すことが往 告に記載してあり 出來る 一日現在を以て「声吼きましては本市で 市としま ら夫れ と看做 元簿と され ます

家庭に於ても故意でな 道使 的規程を定めて る 一々斟酌分類 れる などの原 人員に増 用 とも 三〇〇番)〜御照會下さい。 方は直接市水道部經理課(電話

廣島市水道使用條例抄考 規程) 屑出ヅ 二條 水種別ヲ變更スベ 左ノ場合ニ 於 ル

任給水第一種ノ使

ハー 理左 者ノ 若 割 合 使ト 用シ 治ョリ之給水裝置

七〇

ヲ

を願ひ

(以上)

援護資

Ŗ

○○西新町上組 △一九六・六五小舟目△一五九・○○猿猴橋町△二四三・樂町西組 △二八六・○○横川町一丁樂町西組 △二八六・○○横川町一丁

生 月 (八月中)

市

町	町	町	町	町	町	町	町	町	里	町	щ	
		. •			•	. •				-	發生	
	.	=	_	-	Ξ	-	=			=	生數	
打	東	白	白	平	牛	昭	鶴	新	竹	南	鉞	
越	白	島	白島九	塚	田	和	見	JIJ	屋	段	砲	
町	岛町	中町	町町	血	田丁	町	町	場町	, MJ	原町	町	
						,						
六		Ξ	_	=	=		=					
大	大手	पेत	鍛	水	福	上	守	M	=	=	東	
大手九丁目	七	岛新	冶屋	主	鶋	天滿		原	篠木町	篠木町	東觀音	
目	丁目	町	座町	町	町	町	町	町		-		
_	=	`	=	=	=		_	=				
西觀音	觀	楠木	旃木	楠木	中	吉	吉島	舟	舟入	舟	舟	
雷町	音本	四丁	米三丁	木二丁	筬	島本	20次	入 仲	川口	入 水	入	
-	荝	目	Ħ	目	町	助	町	町	町	町	即	
-	-	-	_	=		=	_	=		=		
					仁	仁	草	皆	字	干	E	
		計			保町	保町	津	皆實二丁	品	田	斐	
					臂崎	本浦	濱町	丁目	HJ	丁目	町	
		八			in:	_						
					四	_	_		-	_	_	

草屋

屋洲

一五△區丁〇一△)白島北町 ○舟入川口町西△六五· 口

理の結果昭和十六年八月一日より廣島市字名廢止及區では別圖の通りであるなほ變更町區域内に屬せぬがの件昭和十六年八月六日附指令訓土經第四七三號を以の件昭和十六年八月六日附指令訓土經第四七三號を以の件昭和十六年八月六日附指令訓土經第四七三號を以方るとと」なった 又、廣島市町名改稱區域變更及字名廢止 すること」なった 又、廣島市東雲町地内土地區劃整理の結果昭和十 廣島市己斐町及庚午町地内土地區劃整理の結果昭和十 廣島市己斐町及庚午町地内土地區劃整理の結果昭和十 ノ計昭和リチャ ·業南觀晉町附近地區土地區劃整理施行規程中左·四年九月二十九日廣島市告示乙第四號廣島都市 土地區劃整理施行規程中改正ノ件廣島都市計畫事業南觀音町附近地

左ノ通リ A

一、減歩負售也負擔セシム其ノ 型項ノ費用ニ充ツュー五條第二項以下ヨ 夏用ニ區分シ其ノ比例 ニ減步負擔地積八整理施信セシム其ノ負擔方法ハ 充 ツ ル爲從前ノ ハ市長之ヲ 費ヲ道路費・ 土改 ッ各減歩負擔地積ヲ宍質ヲ道路費ト其ノ他, 地 部 減少 他 シ 定プ

止され

理施行 區人 狀況 比ヲ 二地 シ =

日十二月九年六十和昭

町

四

④果 はな (皮 剝 ん 곳 だ ヲどろう やラルガ ま 八頁より さい らが め 目 ٢ (四月至翌年三月四月) 其自 他ノ 一月至 月 六月 最高價格 3 $\frac{1}{0}$ ODE 三八六

つ ん 福 l ニ l レジオ バル 原 オユプンヨ ゼル オレ l フ ヂッレレオ レンサル 、パンンレ み かし スーンスデヤ 、ドグ、ンスデヤ イデ、スデ、 かん 25 自八月至翌年三月 自五月至七月 自五月至七月 自五月至七月 自五月至八月 自 + 一月至翌年三月 七五六三四〇九 ---八

1 =

<u>=</u>0

क्त 島 廣

備考(施行規程へ手二百坪ハ廣島市ニ第十七條第四項中「ハ 從覽ノ期日 昭和十六 記 年年八八 ハ ハ揚示ヲ省略、ハ無償ニテ廣 廣 月月 廿十 島 八九 市 日日 役 所 シ廣島市役所 間 - L-至自 無償 午午 後前

通り執行中である 四條但書の規定に依る度量衡に 歴 る度 取締は左の政締規程第

> 器 一三廿十廿廿廿 一十九七六五四 日日日日日日日 计二日提 至自出 後前日 二九 時 時時 同局市商業學校 天滿國民學校器物提出場所 觀音國民學校 南觀音町二丁四個音町二丁四個音町二丁四 十日市町取締執行區域 東觀音 **町** 一 丁 町町目目 目 目

廣島市公債償還公告

ノニテ特別ノ京定地中建物ア

ヲ

=

ニッフ・ファ

ニ備フ

ノニテ特別ノ事情アルモノハ前項ノ負擔ヲ減定地中建物アル宅地若クハ新設道路ニ接セサ、廣島縣綜合運動場敷地、神地、換地又ハ換、前號ノ負擔區及負擔率ハ市長之ヲ定ム

減発ス

八負

ブロ

區域內二

~平均價値ヲ以テながケル從前ノ土地,

減歩

少 関値異い

モナ

付來ル 九月三十日該當證券引換日本市公債償還抽籤執行 ニ支拂可 致候也記番號當籤

=

千 萬 八八 (ま) 登、四號 八八、

壹 壹

一参、七

右壹壹 株式會社日 本勸業銀行廣 九六

問答 課庶務係として「市報係」と朱書して下さい。 で下さい。(但し誌上の匿名は差支ありません) 市内各級常會で御試みになりまして大變成績のよかつた事項とか がの御質問に本紙上でお答へすることゝ致しました。御遠慮なく御刊 の御質問に本紙上でお答へすることゝ致しました。御遠慮なく御刊 となりないまして大變成績のよかった事項とか の御質問に本紙上でお答へすることゝ致しました。御遠慮なく御刊 となるの間にないまして大變成績のよかった事項とか のできた。では、御利用でさい。では、御利用でさい。 かる。各

○以上に反する場合は誌上に載せぬ場合○知答は本誌上に限ります。○知名は廣島市役所祕書課庶務係として○知名は廣島市役所祕書課庶務係として○佐所氏名を必ず明記して下さい。(但」○「隣組問答」「體驗を語る」は共に整理 ぬ場合 ታነ 御含 み \$ さ V

あ

6

(長は組長副は副組長を示す)副 西川市太郎 田川 静

靜男

九參 組新 目千 目千 目千 目千 目千 川 北田 西田 北田 西田 北田 西町 組町 組町 和町 町 三 三 一 丁 丁 丁 同 組河原町東下 松長町三本 金屋 だき タポ 衞生組合名 いん ン、ン 町下 だ かいん カーカ 衛生正副組長異動 ンン 永田熊太郎 若 定山 光 井上 野口市太郎 三宅 土田助三郎 土谷 任者 昭和十六年八月中 作 弘 次 人 四 友郎 吉 敏夫 管平 績三 設 吉鄭右衞門 三清厂水 橋本 久保 田 村 宮川 藤田 宮本 反田 井上 田中 笹津角灰郎 山中 後任 實夫 登一 孝 德作 松 績三 - - 三 三○ 三 ○ 五 吾一 理平 福松 `者

設施稅納會內町

揮發を能機全



號六十五百第

副即日九十月十年六十和昭 行發日十二月十年六十和昭 發 五 金 部一 價 定 所 役 市 島 廣 所行發 市 島 廣 所行發 市 島 廣 人行發 大行發 所版活弟兄田增社會 所刷即 地番一目丁七町手大市島廣 趣番 田 七町手大市島廣

「市報」

Oil

各隣組でも全戸洩れなく御回覽の上、 のため市ではこれを全市各隣組長に配布して居ります。 は市民と市役所とを繋ぐ大切な機關であります。こ 御熟讀をお願ひ致しま (係) 何卒

防空思想ノ普及ニ關スル事項防空委員會ニ關スル事項

昭和五年十二月達甲

十二月達甲第八號廣島市役所處務規程中左廣島市役所處務規程中改正ノ件

達申第二五號

通り改正ス

昭和十六年十月七日

廣島市長

藤

若

水

防空計畫ノ設定ニ關スル事項防空ニ關スル企畫及調査ニ關スル事項

國稅所得稅 △縣稅 家屋稅、藝妓稅 △市稅 で、現在設置されてゐる町內會納稅施設三十二組 で、現在設置されてゐる町內會納稅施設三十二組 で、現在設置されてゐる町內會納稅施設三十二組 化。前年度に比べると營業稅が約一厘、臨時利得 し、前年度に比べると營業稅が約一厘、臨時利得 し、前年度 に比べると營業稅が約一厘、臨時利得 してゐる、これによつても町內會納稅施設三十二組 也不 為 所得稅、地租、所得稅ともに九十七パーセント は一般に納むされた別様が一人で利得税が一人でれる國税に 九つ 加税、一万で 万の納税は左の通りでの納税は左の通りであるとのであるとのであるとのであるとのであるとのであるとののがであるとののができませる。 村なものであるかぶ知られて 学げてねることであつ 大意識が浸潤したにある 税、

0 彙

防空ニ 闘ス 設備 整備ニ 闘ス ル 事項

防空訓練ニ

防空實施ニ關ス

第二條中教育部指導課庶務係く「町總代ニ關ス

バ

庶務係

警防係

同條中指導課警防係ノ思

項ヲ削リ

左ノ

如ク加フ

事項」ニ改ム

庶務係

第一條中敎育部指導課

「警防係」

削り指導課ノ

本規程ハ公布ノ日

3

之ヲ施行ス

其ノ他警防ニ盟 防火改修計畫 7他警防ニ闘スル事項人改修計畫ニ闘スル事項全實施ニ闘スル事項全調液ル事項

> 主 要目 次

〇告 廣島市町內會助成規程施行細 則中改正ノ件

道路工事受益者負擔金ノ件二廣島市家屋賃貸調査委員當選 市道路線認定變更

寄出年國民登錄 **衛生正副組長異動** 名譽の戰死者 徵兵適令屆 教育部警防課新設 勞務動態調查 町內會正副會長異動 **農林水產業調查員決定** 殺任及辭令

〇廣島市民の十一月寳暎事項

厚生メモ…養生術

果實類の新最高値

七三

鐵登民

るさ大擴圍範

告申も子女婚未

改正ノ件ののの成規程施行細則中の場合では、

不

十六年九月三十日 内會助成規程施行細則中左ノ通リ改ム 六年七月二十八日廣島市告示甲第百四 一十五號廣

子童を、 長ニ交付ス 月ニ於テ聯合町内會ノ區域毎ニリ起算シ三月毎ニ區分シ毎年七リ起第シ三月毎ニ區分シ毎年七町内會ニ對スル助成金ハ月額ヲ町内會ニ對スル助成金ハ月額ヲ 町内會長ニ之ヲ配分スル市ノ指令書ニ基キ聯合町 七月 取纏メニカー・東郷メート モノトス 各聯合

本細則へ 昭和十六年十月交付ノ附 分ョ 之ヲ適用

● 廣島市 告示甲第一七九號

廣島市家屋賃貸價格調査委員

廣島稅務署所轄內廣島市家屋賃貸價格調査委員ニ

六年九月十六日

廣島市長

東島市下流川町六番地 大吉田町八一八番地 一大四番地ノー三 一大四番地ノー三 一大四番地ノー三 一大四番地ノー三 四番地ノ六 横山直藏へ 大吉田町八一八番地 大吉田町八一八番地 大吉田町八一八番地 大吉田町八一八番地 大吉田町八一八番地 大吉田町八一八番地 大吉田町八一八番地 大古田町八一八番地

◎廣島市告示甲第 二八〇號

> 昭和十六年九月十六日昭和五年八月十一日內務省令第二十四和五年八月十一日內務省事業道路新設擴築受益者負擔ニ關ス事業道路新設擴築受益者負擔ニ關ス 事業着手ノ日ヲ左ノ通リ定ム中一等大路第三類第十三號船一日內務省告示第三百七十六負擔ニ關スル件第四條及第六負擔ニ關スル件第四條及第六

五〇番地々先ニ至ル間晋本町字本通九五二ノ プ新設の番地 道路

昭和十六年

☞廣島市告示甲第一八五號

昭和十六年九月廿二日ベキ工事名及工事施行箇所道路工事受益者負擔規程に 等広 「ノ通リ定ム・受益者負擔へ 金ヲ 賦課 ス

敎育

人援護資金

各町醵出額」

月二地帶 第一地帶 道路 一地帶 道路 一地帶 道路 地帯ノ外部ノ境界線 側ョ區線リト 兀 四

第一負擔區 、負擔區 周圍

メト

1 ル

二一昭一金

目南部 田東部

四回 △一七〇・〇〇金屋町下部 △三〇〇・四五南觀音町本部 △三一・〇〇東觀音町本部 △一三一・〇〇金屋町下で ○天滿南町△一八二・五〇二〇一天滿南町△一八二・五〇二〇一大一

【七九頁へ】

土木部

那下了 出本部土木課長技師 土木部土木課長技師 土木部土木課長技師

海野

荒川

土木部都市 土木部用地調 土木部用地調

部用地課長不部都市計畫課長技師

部防衞課長部指導課警防係長主事

朋

م....ه

土木部用地課長主事

福場

一男

ノ南

秘書課兼務ヲ

教育部學務課勤務視學 ス 産業部殖産課長主事 深 産業部所工課長主事 深 産業部所工課長主事 深 産業部産業長主事 深 産業 の (各通)

上入川黑 高原滿 一種 一種 一種

依願免職

濱久井保

信三郎

下名及工工 施行節

変 ナルル 一百十二 地先ニー ル施設 一至ル間並ニ同町三 一至ル間並ニ同町三 十六番地ノ六地先ョ 中六番地ノ六地先ョ

幸助

四郎

黎二涉

ゲエ ル費 配分率左 如卜

BJ 內會正副會長異動 昭和十六年九、 十月

	THE PERSON NAMED IN	-	of summing and the last	-	-				
內會 已斐聯合町	日 北 手 町 八 丁	臺 屋 町	通 愛屋町上	東魚屋町	組泰寺町北		寳町西區	町 戸 會 名	7
副	刷	長	長	副	副	長	長	職	
田中	市畑	井口	原田	色	佐々	瀬川	荒木	氏	就
恭造	陽一	福一	伴美	昇	々木昌盛	鐵丸	藏人	名	
九月	九月	九月	九月	再九月	九	九月	九月	月	任
月七日	月	月六日	月二日	十任日	月十日	十日	十日	日	11
副	副	長	長		副	長	長	職-	
西島彦	道川	角振	增原		增谷	花岡	大田	氏	退
即郎	林次	朝一	音松	ı	增谷宗太郎	太市	忠	名	
死六	九月	九日	九月		九月	九月	九月	月	任
亡日	八十日	日大日	月七日		十日	十日	十日	日	14

市

大

長

ハ會長、

副會長ヲ示ス)

宅一

南

はり、登録とか なつてゐた 年齢滿十六 が今回これ が青壯年國 歲以上徵兵 ねた 十一月

ません。 て廻はることになつて居り 日迄に申告書を差出さねば 六歳以上二十五歳未滿の未 申告義務者に配り との申告用紙は調査員 へられ 月末日現在で、 ぬ者となり、 歲以上 -告手帳及 登錄申 また 來る

通蟹屋町上 道 町 丁 東 現 西 區 二 月 大 手 町 九 丁 上天 津 竹]]] 滿 南 屋 口 町 町 町 町 町 長大須 副 長 長 副 藏田 松本 磯谷 藤原 栖崎 須鄉 改次郎 新藏 吾助 敎一 邦衞 九月九日 勘一 精輔 義數 十月二日 月四日 月一日 月二日 長 長津島市太郎 同 長 副 佐々木 三宅 好富 青木梅太郎 木原八十吉 天羽生眞吾 小畑善太郎 寬一 公長 伴美 季滿 十月四 九月七日 九月九日 九月七日 十月一日 九月二日 九月七日 九月式日 九月七日

同

出され を受けられ 出られ市長を經て から詳 と他日面倒 歳以上の は最初の から 申告を と御

衞生正副組長

仁大仁仁 仁 保原保保 向 (保) 向 洋 (本) 洋 (本) 洋 (本) (本) 仁保小磯 仁保有情 仁保向洋 若草町西組 合 洋 洋 崎 町 中 本 中 役名 長副長 **冲本和一郎 新** 任 |昭和十六年 設 設 設) 設) 設 設 設) 津田勇 松本勘太郎 後任ナ 本田增太郎 龍田與三 渡部 任 之 太 軍 助 即 一 邦彦 鐵 群 大 二

舟 八川 東魚屋 仁保向 中 藤本秋之助 胡子 今井狀太郎 馬屋原蓋鄭 **津田勇之助** 設) 節造 後任ナ 博之 シ

丁皆白 月實 月 東町 九 ク 丁東 日 祖 西 音 部三軒 組二 口 天初生眞吾 高野權太郞 具 季滿 津田勇之助 久保 藤本秋之助 盛 久 人 吉

Ħ.

四

叙任及辭令

以

上長は組長、

副は副組長を示

る

でさへ

ては

ねれし五

袋を

て見ると、

に凍らせ胃袋を取

る。

ところが人

ン

ゲ

ンで見ると、

つてピカ

りをつけ色までつけてつてゐる爲原料に味やである。人間は調理とどヵ光つてゐるといふとっか張

て度山澤がつではた十を檢で食山食て知、め分使

ねる

らず識ら

ねる

瘦

撮位で

食べ

させ

生

過食する

てれあ

の害も構まはよっのをあの手との生ならばあれ

7

る

わけ

そこ

纫

ね構

る

當日参加の向は左 一、出場者は各聯合町内會旗を先頭通知致します。 南の六廣 監督會議を で催 され は監督に (舊假稱綜 線) (月 合 か 雨 二

ワラ ヂ さ (見物席 ラ草履又は裸足で 場者は勿論觀衆の お互が清潔にす られて まれま での る事に かせいゃ らん

するか一個所に集結すか辨當等の空設は反古 しなくては ません から の方法の方法

ä

聯合町内なほ當日 の御希望申込あい、を着用されるべい な文女の大 同上等兵 官等級

協會から夜間に限り説明指導に 技上の諸點を説明のため廣島市

日

曜日

廣島

展

體育

祭

區

食

元同

七六

十六

日に撃催

今後勞務員と - 一月十日となりなの提出期限が なり りますから十分御注意の迄に必ず提出されるとよっちに必ず提出されるといった。 画を記すと左の添め義務者並に報告 なせん。なほ念の に調査報告に調査は上記 北在で行はれた第四 は十月十日迄に市役 は十月十日迄に市役 でるたが、今回に限 でもした。報告義務 が一ヶ月延期されて が一ヶ月延期されて ででででありませぬと が一ヶ月延期されて ででででありてとが出來 に報告すべき勞務

地にある者、船員法の海母、醫師齒科醫師藥劑師者、月給又は年俸月割五年齢十二歳以下及び六十名事務從業者) 船員法の適用 ら ず

すら

る

ば

ら

X

の

で

ある。

t

な

ら

抵いな

の

課

物を食べる人がある

ろが内がればな

判

る

0

は

注

意

す

る

注意す

0

疲勞

とそ知

を

老

衰さ

仕が率

を

ず

る

 \emptyset

が來著人

た

b

VT

事

來

力。

0

たりするの

な頭

の現

で

あ

る。

當鈴 警 鉛 改正さるのでは、 高價格 一 月 八五 一 中 ++ 貫の タ 馬

た い る の 考 使 其

圓圓

丸元 隆殿富士野三郎殿 電大野三郎殿

江波町 似島町家T

盛 馬 題 題 形 殿

牛山山山塚杉伊宮窓田田野脇田達本 矢賀町

武 正秀 高夫豐之典 殿殿殿殿 段原末廣町 廣淵町二丁日 廣瀬北町

を四月以降に於て三ヶ月以上勞務者を雇傭した雇傭者へ勞務者へ昭和 報告勞務者 九月三十日現在で雇 報告勞務者 九月三十日現在で雇 で雇入又は解雇した勞務者へ昭和 で雇入又は解雇した勞務者へ昭和 で雇入又は解雇した勞務者へ昭和 の者は含まない、勤務の場所が外 の者は含まない、勤務の場所が外 在に於て勞務者を雇席を雇傭する雇傭主へは ある 日

を感じる。

であ

ルス とらねば とらねば をした で

實際にはな

る

とは

力

V H

成年男子のといふこ

必要な

0

力

ふと人な

てはのつ

仁保大河南觀晉町 本通

で準ねは

はでる一日

が日本とす

月三十日現在 務に 必空なつにとは多けにのだと内のと快れがぎが寢要腹くて澤い頭くて皺能んこ臟疲ら復か休て、て

鏠 錢

O TIL

ける方法である。 戦時下物資が不利は食べ過ぎて内は がいかどうかをする。 又婦のおりの若返り法の で醬油など するやうに心がけるこ を攝る量の 筈である。 ことで未曾有 戦時下物資が不足したり思いかどうかを考へて見る悪長べ過ぎて内臓を疲勞され 日本に生れた 廻はらな の若返り法であり あ 食べられるかとの國でもる。そこでなるべく生食心がけることも過食を避むる。過食を慎むことはある。過食を腹むことはある。過食を腹むことはある。過食を腹むことはある。過食を腹むことはがある。過食を腹がと苦にする。又婦人で皺を苦にする。又婦人で皺を苦にする。の人がけることも過食を避り法であり健康を保つるがである。過食を強いる。 の大戦をして 豐富な方で ね て て考かわこ る

> で 病氣です。 夏 が見に限られて を 病は殆ど! 夏からなれてゐるの 秋りのか で、七 にやす 症狀も 症狀も 症状も 常し重の

いく

居本用市す本る月年 な籍紙にこ籍向一十昭 課でしが齢廣を中に十三後あて、居島出に當二十

飲物、定は勿論にあるく、 因になる 勿論ですが つ腐 不そん OK 又寝冷えや、ひれれな食物ででででででででででででででででででです。 食べ過ぎ等が添くない。 ではな食物、冷なの起りは殆ど常なの起りは殆ど常ない。 ではなって起ること にや な ひ誘いにと

中変切でなり、

るての屋かねにか匂れの油まこで當いぼ勢身と位置あでなとからひば中」すの四てたりよがに し、出こして 身と上ら常十 がにを、に四 、な度みにて遊るり意母で間 る

手別痢毒疫 當がよ症痢 すつりとにす醫 るき少いよ 必ま 要せはの似 がん輕がた

しふ

りらでり供

ま疫すまの

なす。これが素人に

じにれ自 様はは家

上 流川町白島九軒町西観音町一

西段段平下 波曼 荒 町蟹 塚 柳 橋 屋 神 岡町町町町町町町町町町

本工土立立進事地入入

間昭和

島工務出張所線路係長遞信局技昭和十六年自十月三日至十月十ノ區域(矢賀町地内)

技十

●廣島市告示甲

第

一九〇號

ハ

土木部土木課

一 新庄町ご、00%ノ

同上三、0壳地

0、九二三四六。四1

新庄町川、0公里地

上一、茫盆地

=,%

四九·01

立入ノル

タリ付廣島遞信局廣島工務出張所長ョ

左

選舉

名簿縦覽始まる

六年十

申立は縦覧期間から午後四時から向ふ十五日から向ふ十五日

間ま日

産業調査員決定

中で間市

Fでないと出來ませる 一でないと出來ませる 同(休日を含む)市役所 一會議員選擧人名簿が

名日十

の前月修九五

正時日

六日

八日

十二日

置證

す現態衛小町 衛鑑想々 のとの民

れ、好声 常常會な 天の第四条で 後八、三〇至九、三 後八、三〇至九、三 後八、三〇至九、三 般 を四夜に尻上りつ が意識されて を記して の頂點に上りつ の頂點に上りつ 常會に の盛況

人國土防 衞 町 材質防、 空 會 會 般 三和 防 上西警察 八三部 久城警防 久城醫防主任 主任 防 防 家庭消防燈火管制 バケ 空 ツ注水質習 トルスは な 謎

久城警防

主任

久城警防主任

長崎憲兵少佐

豪雨に見舞はれたに拘らず全會期を 開としては間接的出席督勵のため出 情票を配布し、各組長は直接的出席 情票を配布し、各組長は直接的出席 情悪を配布し、各組長は直接的出席 所しては間接的出席督勵のため出 のしては間接的出席督勵のため出 のしてとの會合に於ける町内員の出 の出席狀態を示して出席の者もあった。第三夜は光のから毎夜の受講された。 の つ ら で 計算した たから毎夜の受講されたから毎夜ので まる つ たじ あった。第三夜は光の つ ら で 計算した から 毎夜の で い に 出席 票を 持参せに の 出席 状態を示し 110 せし 四たがなた 音 ト (尤も この外には出席票別で、一戸數人出席されて百名内外に他町の人には出席票別の外に他町の人には出席票別の外に他町の人には出席票別の人には出席票別の人による。 兲0 ○ 率出 六 席

を開き、好天にか ふ事が 席率し

いる

出

席

導ぬきの各般施設が 勿論別である) 實出 い。(常會が各)切な指導努力: 係する場合 に進む迄に、語に依つて一 おが焦慮なるなが、パー・プロールがは導のなったが、ままれたない。 肯 に 接 怪 脚 でて行にンれず場缺題な健パの會のなははにる、合席とら、1のな會のけ會れ或墮と指はが關な懇々出い意指

先生の第 包依る

少第之を を を で、 防 憂思悲哀驚) ら起る慾望し體に害あるも 百病は 心を平 しめず氣を提れて氣からぬれて氣からぬ れば健にある。 とで、 たある。

天野秀吉、木村泰吉、岡商工省所管重要物資現在悪調査員(指導員)、農林省民名は此の程左の通り決会 (在高調) 省定し 『周査員、公吏、『たのた。 角谷正英

0

一大流

市内新庄町地内市道

一〇五號線ヲガ

左

記藤

通田

·認定變更 若 水

商工省所

舊路線|新庄町二、0元至地

0、九1 五三1 • 六七

點

點

延長

保田慶治郎、山本新一部

遠藤壽

山本新一商工省所

要物

昭和十六年九月二十四

五號

第二地帶

百百分分

ラニナ

【七四頁

一、沖田常藏、內山勝秋、追田八郎、小笹忠夫 農林省所管重要物資現在高調查員、公吏、原義男、原 農林省所管重要物資現在高調查員、公吏、原義男、原 農林省所管重要物資現在高調查員、公吏、原義男、原 門源三、橋本長之助、富士井熊吉、中山清、加登笹一 三保一二郎、松井民藏、平野哲夫、山本增太郎、中村 繁太郎、馬場爲八、西本義見、吉川鎭槌、中石喜三郎 竹本米吉、木村五三郎、太田初吉、增本勇、福本常太 的本米吉、木村五三郎、太田初吉、增本勇、福本常太 等太郎、馬場爲八、西本義見、吉川鎭槌、中石喜三郎 竹本米吉、木村五三郎、太田初吉、增本勇、福本常太 等太郎、馬場爲八、西本義見、吉川鎭槌、中石喜三郎 竹本米吉、木村五三郎、大浦惣吉、守山清、加登笹一 三保一二郎、宮原庄助、火浦惣吉、守山清、加登笹一 三保一二郎、京庙里山、大野庄吾、中村德行、田村平一、岡部 中一、向井龍一、網本万吉、大島春一、竹本四方一、 大島音松、矢島岩吉、丸本京一、谷即東一、高林一男、 大島音松、矢島岩吉、丸本京一、谷即一、高林一男、 大島音松、矢島岩吉、丸本京一、谷即東一、高林一男、 大島音松、矢島岩吉、丸本京一、谷即東一、神田 一信、松本武、藤川政吉、東松市、中村忠吉 京一、谷口寅一 大島春一、古田 京一、谷口寅一 大島春一、竹 大島春一、竹 大島春一、竹 大島春一、竹 四一〇八 高、 四一〇八 本 明 方 、 迫 増 一 地 「一 竹 田 田 男 捨 岡 、 本 盛 雅 、 吉 部 →

區な名式 の件 する記事五 一中號

るとこそ保養のでも慾を慎しめばな

秘訣

し熱

みの

忍邪ぶ氣

七八

はならな S (文責在係)

組 組川 **隣町** 組第

で守る心構へで見たばくと云ふ風には特に氣を配の下手配を定めて平素の不時の際し手配を定めている。 定ふて家め風其に をン平るへ へか御め ら婦て れれへ或 てゴい

(スキー) V Þ 月自十一月至翌年六自八月至十月 月至翌年月至八月 四 **=** 宝人公量 同(普通物) 芽めうが(軟化物) 芽しようが Cr 其ノ他ノ月自三月至五月 月其ノ 他 月ヒコツ ラ 丰 Ξ

歪 人

H 自七月至九月ロンヲ含ム)

玉

0

증

七三三章

同

かき

モ

I

獎真

值

し。
凡そ戰鬪は勇猛果敢常に攻撃精神を以て一貫す

一意勝利の獲得に邁進すべし。 てはの

一れる 有ゆ

た 至自 干二月月 の他 月月 至至 1 -翌年三月 -二月 月 ヒョッ ラロボ / ₹ 書でもつ声人三を言る 赤しそ(莖付ヲ含ム 青しそ(同) 生ししとうがらし 生ししとうがらし 生ししとうがらし Ë ん さ 5 ま ろけい A ラ

奥 茶二 店 五八七哥 七 谷 宝 7

て

せで

20,1300-4

 \odot

六年十月三十

適 屆

が日卅月

すで限期の出提

「條

は、これである。これがため本市ではさきに市内に本籍を有せらる、向へ届出用紙は市役とになって居りますが、例年の事實から見ますと、故意に屆出を包含の市場に忙しい場合には一層この屆出時期を失せられる向きが多くはないが失念のために届出についての注意書を夫れノト各戸主宛に配布いたし、目下各戸主から續々屆出を見になって居りますが、例年の事實から見ますと、故意に屆出を怠られるのではないが失念のため他の用務に忙しい場合には一層この屆出時期を失せられる向きが多くはないが失念のために個別を選れる方が相當あります。殊に昨今のやうに多くの青年が産業戰線に出たり、その相の用務に忙しい場合には一層この屆出時期を失せられる向きが多くはないが失念のためを書す。つきましては時節柄の事でありますから自他共に十分御注意になりまして來る十一月三十日迄に本籍の市區町村長へ徴兵適令屆と出すことを表す。これがため本市ではさきに市内に本籍を有せらる、向へ屆出用紙並ます。つきましては時節柄の事でありますから自他共に十分御注意になりまして來る十一月三十日迄に本籍の市區町村長へ徴兵適令屆と出すことを表する。

〇興

市十らそたを紙す役一れのめ見並こ

告示甲第二十號廣島市功勞者廣島市長 樤 田 若 水 告示甲第三十九號廣島市土木

一、大正五年二月廣島市生一、大正九年四月廣島市生一、大正九年四月廣島市生香景設置規程 大正九年四月廣島市生産業調査委員規程 市計畫調查委員設置規程 告示甲第二十號廣島市臨時都 告示甲第二十二號廣島市臨時

施行ス

.

()

ξ,1+.

號七十五百第 副印日九十月一十年六十和昭 行發日十二月一十年六十和昭 毅五金部一 個定 所 很 市 島 膜 所行發市 島 膜 人行發 大行發 大行發 大行發 所版活弟兄田增社會 斯剛印地番一目丁七町手大市島廣 雄 計 田 增 者 利即地番一目丁七町手大市島廣

は願め 各隣組では

のため市ではこれを全市の隣組長に配布 して居ります。 何卒 は市民と市役所とを繋 全戸洩れなく御回覽の上、 ぐ大切な機關であります。 御熟讀を 御願ひ致しま (係) ٦

È 要 目 次

●廣島市告示甲第二一七號ノー

一曲

示

各種委員規程等廢止ノ

ハ

昭和

0條

中改正の件

廣島市名譽職員費用辨償條例

各種委員規程等廢止の件 **廣島市機械工養成所授業料**像

十二月

O 告

收規程廢止の件 市會議決豫算追加十件

名譽の戰化者 選舉人名簿登錄數 魚介類小賣最高値 寄留地徵兵檢查手續 腸チフス豫防注射 町內會正副會長異動 衛生正副組長異動

感

〇體験を語る

叙任及辭令

隣組防空

八

中

島

本。町

高橋

愼一

同

月七二日

次郎

比治山本町

同

鈴川

四 造

月太日

同

中村崎三郎

月太日

目觀和

副出山

忠夫十

月二十月

副

島廣

敞十

月八日

まな

カン

つを

(切丸 身

· - 造

(くちみだい)

本

町

長高木

茂

長

巧

月二日

手町

大場

善吉

山根

幸吉

月廿日

せん。

臺

屋

小

磯

松原

副

哥

博

之

-1-

月齿日

同

同

廿日

叫

四

同

山崎

秀夫

月九日

春記

副

波

良助

·月七日

しはた) きじはた(あこ)

叉

ハ

æ

(切丸 身

三 五 公

あまだ

V

· 切丸 身

==

組段原新町

同

藤井

正男

十月二日

町

加藤國

太郎

同

田邊

庄

町

刷石井松太郎

八日

同

島廣

隣

十月八日

同

十月七日

本光義三郎 七良右衞門

副

月四日

滿

本

町

長

玉垣

作一

八日

長

小畑

良助

十月

七日

金屋町上組

松原

笹一二月六日

同

村田

宗忠士

月

六日

(以上長

ハ會長、

副

ハ副會長ヲ

示

<u>ろ</u>

しらら

を

だ

 \checkmark

町內會名

職

氏

名

月

氏

名

日

丁東日東音

田

頭新太郎十1月六日

長

荒木

福藏

土月六日

電場際では十月十一日縣告示第千 電場際では十月十一日縣告示第千 電場際では十月十一日縣告示第千 では十月十一日縣告示第千

小賣最高值

退

任

就

HJ

會

會長異動

关 目大

滿

本

町

同

大塚

幸

十月卅日

手町

九

T

副當具

信

昭和

十六年十、

月

内 會 聯 合 町

池永

土月六日

山根文之助工月四日

波港

町

田

中

繁三

土月六日

本規程へ

月

日

3

IJ.

之ヲ施行

月廣島市告示甲第二十二號廣島市臨時查委員規程十月廣島市告示甲第六十七號廣島市臨委員規程

委員規

七十號廣島市水道委

第百五 八號廣島市 十三號廣島市

中四月廣島市告示田 北月廣島市告示田 北月廣島市告示田 金委員設置規程 十一月廣島市告示田 金委員設置規程 十一月廣島市告示田 金委員設置規程 甲 第百二十 九號廣島市

第六十三號臨時

六年 月二十 八 H

廣島市長 族 田 若

水

告示甲第二一七號

育所規程中左リス昭和十三年十月7 月五日告示田月五日告示田 甲第 __ 一 中 號廣島市 機械工訓

日十二月一十年六十和昭

第十八條中 昭和十六年則 削除 ア ル長 ヺ 、「學資」 藤田 兰岩 改 ム水

ヲ賦課ズベキ工事名及工事道路工事受益者負擔規程領 ·工事名及工 事第 施行 十三條 == 依 等 IJ 左 ムノ通リ定ム・受益者負擔へ

工事名及工 ·事施行箇所 出 若 水

海負擔金ヲ賦課スベキエ 四堤防道路改修工事 四堤防道路改修工事 四堤防道路改修工事 ノ八 四番地 先ニ至ル 間ョ

地帯ノ外側はアルラー負擔區 線リト ョナス リ四 四 メト 1 ル

第二地帯ニがケッ角を指標を 部工費ノ四へ 高分ノ八十 百分ノ八十 ノ分 如ノ シー

-六年十月一日-

ョ市

リ之ヲ 機械工

パノ市 川ノ通内 ハ供リー 四八土木部土木課で供用ヲ開始スが供用ヲ開始スとを変更の変更のながある。 依リ新 道第三: 新二道一廣島市 區線 入區オン域岩 タヲ ル左水

=ア

一號 III機 人人町 起點 鐵砲町 終 點 交空 延長 鐵上施川 區 域 町町 變 占元 更 11 品 間.

以下

昭和 年手維持

昭和十六年十一月四日廣島市告示甲第二一八號

三八三番地、三八三番地、

十メ

部記

路線名 三ノ 地先

七頁 ^ 續く

一个 沅

. ノ年

水

عاقديه

£.,

為

係員にその旨を申出でになり (係員にその旨を申出でになり 域は左の通りでなり市内各所でなる中では 受け そかの のつ通 奇りの施行場で市役所より出張ます。なほ所定の日に注射を受いすが十一月二十日以降の施行口以來各國民學校通學區域別にフス豫防注射は草津、庚午兩方 ス豫防注射は草津、庚午兩方面は一次 大であることは十分認められます。なほ所場で市役所より出張の すっなほ所定の日に注射を受け すっなほ所をで市役所より出張の になりますれば何所でも注射を とは十分認められま なのが、脚氣、心臓病、腎臓 が十一月二十日以降の施行地 は發熱三七度五分以上の方は反 なのな方は内服ワクチンを服用 こんな方は内服ワクチンを服用

ちだ

(はなだ

V

切丸身

ず

き

(切丸 身

一一

 \mathbf{V}

だい

(切丸 身

극 Ξî. Ħ 廿二日 廿四日 **荒神町東部、同甲** 大須賀、猿猴橋、 西蠁屋町一圓 4 組松原 施行

カン

 κ

ぱ

ち(あかばな)

切外身

育

貢

切丸切丸 丸身 身

== 手屋、町 松、 川京 町橋 稻的

荷場町、

(十) |

四月

切丸切丸 身 身

潭

十月

廿五月

四

日

八日

職口 町、柳

上彌

銀石

山見橋

町屋本

町

八

組、字品西巴

組組 通組

時同 五北 田南 丁部 、部 目下

字品校

だ

い(だるま)

膏

同部字品北部、二

組同上

東組部、

中宇組品

`東

あい

ぶらて かぶらめ又 丸

ら(ほた)

切丸

切り

、八胡上 下生下

基丁町中

町堀、下

上鐵

中砲東

下町胡

上、

幟町

 \equiv

華人絹華人絹幸和

港同 組南

兒宇 所品

三日

見和竹 町町屋 一町

實流 町川 、町

富、士昭

川町東新天

地中,町

天藥地研

Ħ.

似島町

九

日

千千 田田

可可

目

八

日

 \equiv

千平田野町、

千南 田竹

三丁目一町屋町

南 目東

千

田

ムらひ

一及げ

くだ

くろひげだらヲ含} 丸(ら (あかひげだ)

十五日

崎、同日出町 段原中上下組、50 東雲町上組、同

段町

原南

山組

廿五日

三十

旭

霞、

出沙

大河校

切丸身

八日

廿二日

江波町

日

四

仁保町丹那、

楠那校

江波校

ょうだい

切丸身

·美

七月

島西白 北白島 町島東

白

, एंड

島白

西島中町

白、

白島校

ざ

里 鐵東道東

官白

含島

白

廿六日

二丁目 本町

校比

治

段大原州一、

段所段原町原

東浦上下組、

組桐 木

六

北塚町東

同西組和

元

Ŧī.

仁保町淵崎一

西仁 数本 腐保 所浦 寺町 說

廿七日

翠町三丁!

目東西組

皆實校

ろ

だ

(切丸 身

Ŧi,

日

仁保町本浦

段原日出町比治山本町

月廿六日

十二月

大畑、

段(原公

六日

段原校

如了

· 大 尾

町町

發生數

 \equiv

屋

元 字

밂

宇

廣

西觀音町

觀音

町

廣瀬元

仁保町向

洋

さわら類

仁保町淵崎

己

斐

町

吉島羽衣

m

內

傳染

病發生

A

舟 水 西

横川三丁

含らさ

ムさわ

からすく

青

斉

背

膋

四

目町

本

町町町町町

主 新

須

賀

白 新 田

場

中

島九

町町町

榎 凞

三篠本町 楠木三丁

七

ろ

四月

臽

wh

叉と

へハえびすだい)

· 切丸 身

跨鄉馬塔

○以上に反する場合は誌上に載せ○原名は廣島市役所秘書課庶務係○宛名は廣島市役所秘書課庶務係○原名は廣島市役所秘書課庶務係○原名は廣島市役所秘書課庶務係○原組問答」「體驗を語る」は共

から御含み

おき下

さ

V

十五日間市役所で、一般の縱覽に供せられたが右に登院議員並に市會議員選舉人名簿は去る十一月五日より本年九月十五日現在を以て、調製された本市の衆議

選學

名簿

登錄

十十十八三日日

福島町

古田町町

圓圓

古田校 福島校

受務支げ向や情延日願部をけ官でまはうに理に一で受

らに受す市注よ由 れ在檢。役意つ書く出 ま留さな所がて

の昭和十七年に徴兵檢査を受ける者で寄留地で檢査がられます。 本は明年三月末日迄に在留地の徴兵事は兵事官)宛、市區町村長に「寄留地身體檢查與」と出する向は明年三月末日迄に在留地身體檢查通常とは兵事官)宛、市區町村長に「寄留地身體檢查與」と出する。 なぼ朝鮮、臺灣、關東州、滿洲、北支、中南は兵事官)宛、市區町村長に「寄留地身體檢查通常として許可されませんから是非共「通常願」を出して許可されませんから是非共「通常願」を出して許可されませんから是非共「通常願」を出する。 なぼ朝鮮、臺灣、關東州、滿洲、北支、中南でを檢される向は明年一月中に寄留地身體檢查通常とので許可されます。 廣島市で受檢を望まれるで、 市區町村長に「寄留地身體檢查」と出す。 なぼ朝鮮、臺灣、關東州、滿洲、北支、中南の大力を受付となる者で、 市區町村長に「寄留地の市長(郡)といる。 おいる は いっと は い

十十九五日日日日

八六五 日 日日

觀音校

三人梗

· (((() 西天滿町、大工町、 新三、庄、 榎町、横

町四丁

天 滿 町 町

呵呵呵

十二日

九日

寄留地

徴兵

七日

大芝町二、

芝校

六日

町篠目、町打 三丁目 四丁

H

一越丁町

舟入校

八

Ħ

會議員選擧に用な 人名簿は縱覽期間 人名簿は縱覽期間 大名簿は縱覽期間 合計 (衆市 (衆市 議 議 員會員會院會

三篠校

本年登記を

--; 加

完英克兰主英數

ら 青

j 育 切丸切丸身 身 (切丸 身

丸丸

なちひ

がびめ、又きだ

えだ

切丸身 丸 四

○匁以上三五○匁未滿のぶりにして 本表のはまちは重量一尾正味一〇 ま

下さい。(但し誌上の匿名は差支ありたは共に整理の都合で當分官製はがき 位の御質問に本紙上でお答へすると 焼組常會をはじめ各級常會の圓滑な なりまして大戦することゝ致れ 圓滑な發展 御紹 御紹介致します、奮つて御寄書下さい。御紹介致します、奮つて御寄書下さい。て大變成績のよかつた事項とか行事とかそ、致しました。御遠慮なく御利用下さい。展を念願しまして常會のことにつき市民各

(着) とそれの選擧 な其ぎく ごノんろ 類他ああ ノなな あごご

議會上なほ

背 貿

割丸割丸

シテ卵拔ノ

ス丸

ハ二割下ゲト

本表ノはまちを除クで だい ら類 へハあかちびき) (切身で)、はまだい(お)人(人)人 い(いせき) カ月 切丸切丸 身 身 切丸身

切身は期間適 適用するものを謂ふ ち š, h 日より翌年一月三十一日迄の の價格に依る

2

譽

死

者

に多

人第十第十

五款

計金壹萬貳千參百九公 項 前年度繰越金 項 縣補助金 会 縣補助金

金参百八拾金金参百八拾貳圓

九九圓 九九圓 八拾參圓

款

縣歲

昭和

- 六年度廣島市歲-

出長

加田

廣島市告示甲第二〇五號

若

豫算追

第十二款 臨 第十二款 臨 第一項 臨

金五萬

萬九

九千

歲入合計金六英 第 一 項 並

金六萬 金六萬

萬 六

六千貳

頁頁

百參拾五日

五圓

寄歲

費時

五款

和

六年度廣島

入市廣島

入市

出長

豫藤

加田

若

水

次第一年 一年

金丘金五

五萬

萬九

九千

千貳

百預

百八

八圓

算追加ノ要領左ノ知り追加ノ要領左ノ知り

六如經

シ

牙

ル

昭

和

十

六年度廣島市

歲

出豫

●廣島市告示甲第二○四號

算追加ノ要領左ノ知廣島市會ノ議決ヲ知

如經シタ

但昭

シ和

豫年

六郎日執行

行歲

ス入

歲臨 第 歲出 第 六 5 5

5残金ナシー 5残金ナシー 5残金ナシー 5残金ナシー 5残金ナシー 5残金ナシー 5残金ナシー 5残金ナシー 5 残金ナシー 5 株 なんりゅう 5 株 なんり 5 株 な

金四

八百

千多四

百六

|参拾六

第

項頁

歲 第入第十

市萬 防部五 百债 八

圓萬八百

八千九千圓拾

九六濟

產臨

出 豫

ル

六年十

和

入 一 一 一 炭 人 に 一 炭 人

出長

豫縣

追加田

岩

水

廣島市

0

一九九號

廣島市會ノ

六年十月、要領左、

四如經日シタ

ル

昭

和

+

六

年度廣島

歲入出

豫

經第二十二款 第十九款

多千九百五拾六圓 問力 費 金型體力管理諸費 金型體力管理諸費 金型

金元金千四

·千五四百

五百圓 五百圓

六圓

圓

第

體

同同同 同同 長長 官等級

尾中植三若戰 崎野田戸山戰

敬時 東 東 大 造 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿

所

Ή

展してゐるとき遂れ 私は實に冷汗肌に、 がする。 今先達ても常會である がする。 たが、彌々となつてみるとの結末が、どうなるだらら特出して賛成を求めた豫覧 う算附

、 持を彼れ是な が總てな あるが懶い報 であるが懶いれ が総てな 集る た。お明には興亜 あるが て遂行 でい

に悩ま を巡する間にこ をすることである。 し私にも微苦笑を禁じ得ないこ もる。私の職業が座職であるか 時も仕事から手を離すわけには がない。町會長から様々の指令が の指令が しがとても手間取るので しがとても手間取るので 質質ないであるのでは たくなる。 ははならない ははならない ははならない がか、此の母を がか、此の母を がか、此の母を がか、此の場合 がか、此の場合 がか、此の場合 がか、よくなる。

同 見 習 士 官 順誠信久夏 定玄 三一夫雄男弘男市 殿殿殿殿殿殿殿

计品时昭和通二广目于田町二丁目

秘た験◆思が月で かめて なり にこる でする がふま日 そべか れき續 は不のいて

===

六

昭 昭 期 間 間 明 明 所

縱覽時刻

至午後四時一六年自十一月

一三日日

叙任及辭令

あること と友質 心の經

五組以段原町 化憂を吹き飛ばし十七年がらも大いにハリ切の指導で猛訓練を始める場合にハリ切りが 隣_ 組丁 長目 つ長猛ッの優い全訓操應秀

田 若

和十六年紀知書ヲ

でぶ共をい全訓操應秀しいが十二年出版のでが、世はのを、を認しりめ日、組動組のなった。これのを、を認しりが日、組動組のなった。これではのを、を認しらまか雨は不は

屋賃貸價

東町 區 ○ 小藤竹藤丸○○○ ○ 下岡岡○○ ○ 萩 增 倉田本田廣同同同 新 井田田同同 新 儀 幸 三 德三常嘉次 松郎吉一郎)) 郎 三郎)) 登 者 十 德三常嘉次 美 健 仁武次 惣 格 一 一 松郎吉一郎央傳武 吾 市三郎貢一 一 郎

年

長は 組長副は 同 有馬 副組長を 示へ有 小藤竹藤丸岡高北 小 高岡末梅小 木 下す映 馬 倉田本田廣崎橋村 浦 田田田田山 下 井 一 儀 幸 勇

第十五款 寄 第十五款 寄 第一 項 寒 歲出合計金六萬 八萬六千 高六千 千千附 · 演页 百百

参拾

金六萬六千貳百參拾五圓

参拾五圓

一金六萬六千貳百參拾五圓

五圓

シ

六年十月十八要領左ノ 六如經日シタ 但昭 シ和 本十 豫六 算年 八即日執一度廣島市 行歲 ス入 出

六年度廣島 入 市歳入 一 出長 豫算 ·加田

入第十

金貳萬圓

昭和

入第十第八 Fi. 款 項 交 交 付 金 金 金千五百四金千五百四金千五百四金千五百四 百六百圓 六拾圓 拾四

武項 金參 千二

歲臨 第 歲出時第廿

日十二月一十年六十和昭 (行發日世月報)

島

廣

の廣島市告示甲第二〇六號 の廣島市舎 (議決ヲ經タル四)

和

+

六年度廣島市

歲入出豫

第四十四款 統計 費 総 第二項 統計 費 網 第二項 統計 費 第一款 役 所 費 金 歳 出合計金参千五百圓 臨時部計金千五百圓 産 の 第十一項 住宅調査費 金 歳 入出差引残金ナシ

金千五

五百

經 第 常第四 十

六百六

六拾

四圓 圓

シ昭

水

昭和 六年度廣島市 金 歲入 八出豫算追加更正是 藤田 若

第一五款 繰 越 金 金參百四拾八萬八千百貳拾第一五款 繰 越 金 金參百四拾八萬八千百貳)第一 項 前年度繰越金 金參百四拾八萬八千百貳)

第卅三款 支 ~ 經 出 常 部

經常部計金參百參拾七萬貳千八圓 一經常部計金參百參拾七萬貳千八圓 (增 ** 納稅獎勵費

歳人出差引残金ナシ 歳出合計金千百拾参萬八千四年 臨時部計金七百七拾六萬六千 第廿四款 項 補 助 十四拾壹圓(增 六千貳百圓)八千參拾參圓(減參千貳百圓) 金拾萬七千五百六拾八圓 金拾萬七千五百六公金拾萬七千五百六公 拾八圓

View.

~! {

●廣島市告示甲第二〇七號

ノ會要ク 和 4 六年度廣 歲 出 豫

歲 第十五款 第十二款 一款 項 市 債 金六萬四千前年度繰越金 金六百五爾 四千五圓 干圓圓

金頭百頭金元萬百頭金元萬四三 八拾

べた。し念篤

昭和十六年十月十六日出豫算追加ノ要領左ノ如シ都市計畫事業庚午町附近上都市計畫事業東午町附近上 シ土昭地和 區劃整理地區事業費十六年度廣島市特別 歲會 入計

加土島 地市廣區特島 割整理計 地區事業 田 世 岩 水

千九 九百 百九 元拾九圓 拾九圓

九百九拾九圓

六年十月十二、要領左ノー 六如經 歲島 成人出豫算追加 昭市長 藤 田

水

拾壹圓

●廣島市告示甲第二〇

費歲人出豫算追留和十六年度廣

大田差引残金龙龙龙 人合計金壹萬七千九百九拾九圓 人合計金壹萬七千九百九拾九圓 人合計金壹萬七千九百九拾九圓 一項 換地淸算交付金 金壹萬七千九 一款 換地淸算交付金 金壹萬七千九

を信の勝必 一数 神一 覧し給ふ。 電く敬神の誠を捧げ常に忠孝を心で急じ仰いで神明の加護に死亡を、 一数 神一 覧し給ふ。 電く敬神の誠を捧げ常に忠孝を心で 一数 神一 覧し給ふ。 電く敬神の誠を捧げ常に忠孝を心で 一数 神一 で神頭の隆替に闘す。光輝ある事の歴史に鑑み、百戰百勝の信念は千 しみ肝膽を碎き、 一数 神一 覧し給ふ。 に念じ仰いで神明の加護に取らさる。 に念じ仰いで神明の加護に取らさる。 に念じ仰いで神明の加護に取らさる。 に念じ仰いで神明の加護に取らさる。 に念じれる。 にない。 に

軍事援護資 金

東二口八〇村〇田町〇二丁中〇〇四九〇丁町二一木皆町十千五目町尾字三五 日十二月二十年六十和昭 (行發日廿月旬) 報

廣島市條例第九號 條 例

第一

- 牛馬羊豚ニ在リテストの - 保第一項第三號ヲニ

料ル

徴キ

セシ

ズ肉

用

告第 三號

告

ハル 次第デアッ 日英米ニ 7 ス 0 茲對ニス ル宣戦ノ 國興亡 一ノ危機 _ 立チ國民奮起ノ要實ニ今日シ臣民吾等寔ニ恐懼感激ノ 至二 \exists 急堪ナヘ

遂行 何ニ存シマ 無敵陸海軍 ----萬幅 賴 ラ 置キ 得 ル モ 必勝 決 ハ ---= 懸ツ テ 銃 後任 務

ナ / 熟望シテ止ミマト 萬市民諸君ガ セラ 使命 シ テ 至 一誠各自 () 奉公シ 以テ 聖旨 -向 =

昭和十六年十一月十三日左ノ通リ改正ス月廣島市條例第壹號廣島市党島市党 常設家畜市場使用料條例知事ノ許可ヲ得大正三年

本條例へ強 ハ發布ソ 牛 馬 ---羊頭頭 H 3 一日日 リ之ヌ 頭一二 一村村 夜二付金拾錢 金八拾錢 施行ス 4-

國是

> ルザ 〇〇〇 立決定 決定

示 例 衆議院議員選擧人名簿修正申 家畜市場使用料條例中改正 市會議員選舉人名簿異議申立 中邑助役任期滿了退職

衞生正副組長異動 國民學校授業料徵收規程改正

報 町內會正副會長異動道路工事受益者負擔五件 市道認定變更同免除規程改正 介魚類小賣最高值 工業用裁縫機の登録 薪の割當配給實施 國民兵服役の注意 叙任及辭令 一億圓獻金提唱

〇歳

副印日九十月二十年六十和昭 行發日十二月二十年六十和昭 發 五 金 部一 價 定 所 役 市 島 廣 所行發市 島 廣 人行發 所版活弟兄田增社會 所即印地番一目丁七町手大市島廣 雄二 計 田 增 者嗣印地番一目丁七町手大市島廣

號八十五百萬

であります。隣組は戦時國民生活の最小單位で であり、 戦時國民活動の基磐

組の責務であります。 防空、 防諜、 防火、 防犯その 他 あらゆる防護防衞は一つに隣

と肩を組むで隣組 家 の實を學げませう。

田 若

目

次

主 要

告

The state of the s

名譽の戰死者

公 告

0

〇常會

の質

戰時國民 生活五詞」

入營者見送に就て

九

昭和十六年十一月十二日廣島市助役中邑元本月十 一日任期滿了退職

廣島市長 膝 田 若

◎廣島市告示甲第二百三十七號

人名簿ヲ左ノ通、議員選擧人名簿昭和十六年九月・ 五日 シル現 在 = 申広リ ノ決定 二 夕 依リ右選擧

COURTER	A STATE OF THE PARTY OF	3 .
	番	THE RESERVE
七九	號	
松原町穴	住	
町汽三番地	所	
大正三年二月二	生	10
车	年	
月	月	1
土日	Ħ	
小迫	氏	
逸希	名	

◎廣島市告示甲第二百三十

リカラア ンフ決定シタリ はニ關シ小迫逸希 が十五日現在ニ依い ヨリ リ異議申 立ア廣 リ島市 ル會

住所

登議査ヲ五ビ應賀リ右 録員セ以日松召町而異 を選ラテョ川次鐵シ 町一〇八年立書 所属島市松原町六百 高島市松原町六百 市會議員選擧人名 十九號寄宿寮ニ居 十五年十二月一日 川野豐吉方ニュー 居住シ田

> キリ異右ニ申條モ調議ノ缺立ノニ トシ立由ル小第 スタ人ニ所迫項ノル依け発売 島逸決モハ規 ノ市定 人受 名理 簿シ 登審 ノヲ

市希定 會ハスト 員和コト 撃六左 人年ノ 名九如簿月シ =+ 登五 錄日

セ現

ラ在

ルニ

べ依

·二月三日

水

四十二號

修對現 正ス在 シルニ タ修依 リ正リ 申調立製 ノシ)決定ニ依リ左

新二 左ノ 名ヲ 登廣島 ス市

三九二 千三 五篠 百本 六町 二 番 地 目 居 大正五年十月 生 年 九日 角 氏 田 名 士

、 と交」トア、 牧規程ヲ廣島市岡 大正六年四月告記

廣島市告示甲第二三四號

明治二十五年三月告示甲 第十號廣島市 [以下九五頁へ] 中立小學校授業料

にい昭和十六年度に 附 即 改正ノ件 廣島市立小學校授業料徴收規程 プラ「國民學! 徴收規程左ノ通リ改經大正六年四月告示 い甲第十三號廣島

會ハスト會ニ議昭ルス議依 資格要件

島市長 水

告示甲第二三三號

市立小馬島市

學校授 若 條料水中徵

教育部學務課勤務 書 記 松 岡 書 記 松 岡 田 銀 三事補 藤 井 主事補 藤 井

一日付)(各通) 任主事停年ニ付退職ヲ

教育部防衞課庶務係長ヲ

敎育

內 會 副 和十六年十 會長異動 十二月

eric annual	·			-	-				
丁 目東東觀音町二	出沙町	二葉ノー里	同	同	組原中町中	同	組 段 原 中 町 上	H F	广 为 拿名
副	同	長	同	副	長	副	長	職	
丸町	石井	向井庄	大中節	稻井皓	加戶	吉田	吉田田	氏	就
潤一	助一	井庄之進二月二日	太郎	次郎	讓	實	濟	名	
二十八月 十八月 十二十八月 十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	二月二日	二月十	十月宝日	十一月士五日	十一月士五日	實十月宝日	十一月七五日	月	任
(再任)	声	苗	五日	五日	五	五日	苗	目	•
副	同	長				1		職	!
田頭新	藤田	川手		• :				氏	退
太郎	虎次	武一		1		1		名	
頭新太郎二月六日	+	七月七日						月	任
六月	月二日	日				1		日	

島

內方會 內會 聯合町 金屋町上組 松 同 出 小網町西組 吉島羽衣町 自品町十四 市十四 汐 滿 町 用了 島田 田村要次郎二月一日 久保田幸重 Ш 良一 憲一 文造士1月一日 良作 祉三 章 土月兰日 七月世日 十月二日 副 同 副 副 清水 村田 渡部 松原 須藤 向井庄之進 久次郎 宗忠 寬一 順一 嘉平 笹 信夫 芳朗 爲吉三月 土月世日 土月二日 十一月十二日 十一月十二日

上長は

國民 生 活

戰

に あ 迷 B 何 或 も Ž 局 指 ゐ 3 E 沈 7 着 7 動 世 Ž

31 家 Ø 粄

大 Ž 最 頑 張

Ó

衛生正副組長

中町上組 居屋町 村上伊三郎 昭和十六年 孝次夫郎實 月 幹太 賢衞 三郎 一門 壽

叙任及辭令

は組長副は副組長な同 (同)

新

設)

部防衞課長 心得 十生

常防衞課長ヲ命で 主 香ス小

敎育

(以下九五頁へ) (長ヲ命ス 山 名 健 五 (長ヲ命ス

部防衞課警防係長ヲ

援

僅かたに

で

不足に知る

不自由なるは

となりとなり

で ない 本 で で と 玉 をまで 日 で と 玉

で同ひ

ると

ことと

町

內

會

名

區

域

設

置

年

日

内會ヲ

廢

止

シ

左

分

置

件

十五日

段段原原

中

町

組

町

內

會

原國民學校通學區域

利!

六

年

五日

中

町

中

組

町

內

會

昭和

六年

五日

齒塵に

る 召た 金通帳、軍隊手 應次屆備要以 がかり 世られるやう心掛の事項を熟讀して低態じ召集せらるに應じ召集せらるにを要することとの事項を熟讀して 荷札等 入つ れで で進に

備應

旅行、 出を要す 守家族に明本籍地を離 にる

(召集通 報集 人を

必年

仅

を廣島市内に定めてる者は直に)に市のでといる者は出發前でる者は出發前である。 役(又支所現は那 へに在 屆在留香 出留せ港 のすん こると澳

る那朝其發出者、鮮のせ發 旨な 在港臺屆と日 **、**の 滿こ叉 つ日 た以 と内 は出

内地へ歸る時には在留る者に屆出のこと地の兵事部長又は之に対 地到着後十四日連門、樺太に大澳門、樺太に大 を出 在州 在以留 留内す支

たるときは就職の過書を有する船がへ退去屆を出する船が 日の ら員

出のこと。自動車運轉

當 るな はし 罰 留

ら秘はら入認極す民國政充 ばるにし商 此密税るし識めると家策、此な者本て業

ら

0 合は最寄の 合せ Ø

查

明書を行ぶて けのに現 屆事又な 出館はり のの同居 て證事る

らん 以者

のこれ 在不明の た日か 十受け 日た 内は

の後

のに金く、さての共態樹物のりも業調調るで、を、をいいますと様提れ重でに勢立資調ま同が査査も常丙使乙使甲御るは切出有要も固整の配査せ様あをでの時號用號用號

科・なの 金叉の前各

ま用 す紙は 差市 上げ まに す準

以て全國第三回 齊に行はれます。而工業調査を今年末現 し在 てを

執の

務土市

すること」なりました。曜日より平常通り午後四時まで役所では時局に鑑み去る十三日

工曜日半休廢止

0 まへにけ者又でエーせ声よではは製業

計課扱)に対けては全國のでは全國のでは全國のでは全國のでは、

醫第つ 直所劑該 に持師、者

るる 以商も常も常

以上の職工を使用するの。

けて直に気の者は戸 屆警主 田の官会



2 譽 O FE 潜

同同同陸軍

江井土中加坪山深森川上屋山藤井田山

段原大畑町 と 朝 町 に保町両こり と 朝 町 に保町満営崎 大手町八丁目 大手町八丁目 大手町八丁目

伍長

板森梅田 戰倉脇原代 四三 死 三 題 題 殿 殿 殿 殿

旭 段原東南 富士見町 東浦 町

同軍同同同 一等衛等 1

新

台、

當

值已

給實施

當量は まに ドつ日 家の は一日三度焚い 一度にへらし 物殻竈物殻の 'の 等手 をに速 使入か まて をす易消 つす居

こ所と

て

乾か

苦あれがぜ各に お奬め致

家庭用薪 配給實施要綱

での町

と際あなく

重を決定したる上町内に人口比率により按公所は其の月の入荷總是之を配給す 上町内會長の対象を 本要綱 Ø

> る 営數量を隣組長に に通を

提出することで割當表を受ける制當表を受ける組具の組具の組具の組具の組具の組具の組具の組具の組具の組具の組具の対象を表別の対象を表別の対象を表別の対象を表別の対象を表別の対象を表別の対象を表別の対象を表別 持長割 を定 日 記し

領印を受くる話して現品が此際配給所は 配分す くる を配給に当まれて 各 と給帶 配給傳経 (1) 電影 (1) は配 の給 指指 にへ提 受一出

Ø 狀況 月に へよ カンり r n 應た る じる 0 的各 充

に準じ、豆用十一 一一日より - K 實列 すンを の實昭

1

總) △一三・六

九南觀晉町

一)△七九•四二河原町北組(松島正)七二四•七〇 彌生町々內 會 (增田卓 本年度九 月 末迄

△三一・四九鐵砲町中甲郎)△二七・三七段原町

一·○六霞町(內藤章)△三一·三七昭 □一二·○九胡町(小田政次郎) △二 四一二·○九胡町(小田政次郎) △九 四一二·○九胡町(小田政次郎) △九 四一二·○九胡町(小田政次郎) △九 一也二·九五東胡町(高野又一) △ 七四·二六横川町三丁目(橋高甚助) 四个个七个一助个个一一三四六〇六十二 長常 一) △五三·三五大手町五丁目(吉宅博雄) △六八·二二西地方町(高凞) △三三·四三 廣瀨北町二丁目安太郎) △五五·九五新市町(小田安太郎) △二二·四二河原町西區(吉 橋本町(穂井田小市) 引小磯區(渡部邦彥) 出汐町(藤田虎次)△ 門町新明組(玉本鹿之 門町西部(西龜正夫)

胞に 共児の 日 獻民 金一つして ての るがり

ひ位四しし て私路十共 の獻 で 帶のこ のま を切に願を切に願る。

管見

て町 あたる 黄兵甲 を押した を押した を押した を押した を 一般 記を 於て入り 長をさし入最は営六の原うた隊近本入三

とも部隊に の見送りは かんりとも 部隊に の見送りは かんしました。 類似服がとも部に関係をはいる。現態は、これのでは を一般では、大きの一般では、大きの一般では、大きない。 がとし停車のであること

> とはました方を ば押で月 りてが日 せ見この ん送れ通 。るに牒 てよは

Ħ

意

貝

獻

金

個業 其 租 人稅 他 田 稅

裁 機

つを 保になつてゐました民る者は九月末日代 内職を含む)に共元(内職を含む)に共元(内職を含む)に共元(内職を含む)に共元(内職を含む)に共元(内職を含む)に共元(内職を含む)に共元(内職を含む)に共元(内職を含む)に共元(内職を含む)に共元(内職を含む)に共元(内職を含む)に共元(内職を含む)に共元(内職を含む)に共元(内職を含む)に共元(内職を含む)に共元(内職を含む)に共元(内職を含む)に共元(内職を含む)に対元(の)に対元(取にた日申裁日廻扱思が迄請縫以ミ

> 至し 手か いで

以あ年及申記のな前り二び請 向り よて月動の 裁昭日 あす 業月手はも用二廻昭の

本

	南觀	中筬	吉島	吉島羽衣	材 木	新川 場
	町	町	町	町	町	町
	-	1	_	_	_	-
	庚	己	横川	鷹	小	既
	午	斐	=======================================	匠	網	瀬元
	町	町	日	町	町	町
	=	=	_	_	· —	_
	皆實	皆實	東十	千田	出	霞
	三	三	田	三	も	
`	目	Ħ	町	目	町	田工
	14	=	_	=	=	=
)	計				仁	似
					、保町宮	岛
					向洋	町
	凹凹				Ξ	

一、右手續洩れのもの のに限ること 和十三年法律第九十 和十三年法律第九十 ではらる」ことある ではらる」ことある

- 二號に基き處- 二號に基き處

和十三年法律第九十二 同虚偽の申請をなした 同虚偽の申請をなした 同世らる」ことあるべ 和十三年法律第九十二 有手續洩れのものは 一月二十日とす(期日 一月二十日とする 上出頭す をに該當するものは が高工課に が高工課に が高工課に が高工課に があるべ

に該當するものは之が手續に一十日とす(期日嚴守)の様式が商工課にありますかの様式が商工課にありますかの様式が商工課にありますかの様式が商工課にありますかりでは、

イ、昭和十五年二月二日現在又は 昭和十五年六月二十三日現在の 以に許可申請中のもの 以は許可申請中のもの 又は許可申請中のもの 以は許可申請中のもの 以は許可申請中のもの

島市仁保町・ 一、海面埋立地 参百四拾貳坪壹合 一、海面埋立地 参百四拾貳坪壹合 一、海面埋立地 参百四拾貳坪壹合 一、海面埋立地 水坪五合四 一、海面埋立地 八坪五合四 一、海面埋立地 八坪五合四 一、海面埋立地 八坪五合四 一、海面埋立地 八坪五合四 一、海面埋立地 八坪五合四 十月スルモノトス

昭和十六年,

若

國百免長 民八除 氏學校授業料 所規程 勝規程 勝規程 勝規程 ハニ

若リ 助ル == 依リ 之基

ヲ受 ク ル

= 認前 授ルー條 業者戶二 料卜籍依 ノ雖內リ 全七二稅 叉困ル減 ヲ ニ

廣島市告示甲第二二八號

十課不道道 DC リ歸域十 シニ婦・ シニ ル入ラ 部シ左 分夕記 ノルノ 供部通 用分リ ヲノ認

2英~110	九尺	三七ノ三地先同上四丁目	五丁目10ペノ亜地先一字品町字御幸通十一	記號
延長	幅員	終點	起點一	路線名
	線	更路	認定變	AND THE PERSON NAMED AND POST OF THE PERSON N
THE STATE OF STREET, STATE OF STA	ACCORDING TO SECURE	The second second	and the second s	CONTRACTOR DESCRIPTION OF THE PERSON OF THE
七次三・〇〇	カト	是	目ラノ亜先	三號
祖	L	同上四丁目	品町字卸幸通十一	
延長	幅員	終點	起點	邱線名
	線	路.	舊	

月十九日一事名及ビエデー 箇所 依 r左ノ通リ定ム ・受益者負擔金

> 賦課 ス廣 べ島市 工長事 素みどの 工事施行

受益者負擔金ヲ

地岩岡四世光四四世紀 ル七工 間番事 及地

地プ所帶境ヲ 側ョ擔ル區 ョ十ト リ四ス

帶帶於總 百百ケエ ララ配う二八分配の 十十率分

廣島市 第二三〇號

ヲ賦課スベキエ事名及ビ道路工事受益者負擔規程 工事施行統 笛ニ 所依 等リ 左ノ通

ノ地エス キ市 施行箇田

先地 至ョ 道四

い かノき

がきだ

V

ん他ゆ

だいヲ除

F.

ョ十 リ四 十メ 四1

9

あるも

【九〇頁より】

育部兵事課徴兵係長ヲ命ス育部兵事課召集係長ヲ命ス書 記 澤 田 正言部兵事課召集係長ヲ命ス

Œ 路

類 (=)

黑

小賣最高值

一十一

で類

古吾

胃月 丸丸丸丸丸丸丸丸丸

(支)なかがめかかい

る

んのじヲ除ク)んのじヲ除ク)れぎ、(青―れはぎ、(青―

青

のじ

育 切丸切丸切丸 身 身

かっという及べいら及

흧

切丸切丸丸切丸切丸以身 身 身

う み め

ろ(うめいろ)

兀五

たなご(たなご) 買

介

如卜

シス

及ぜ地工

舗装道 りませれ

路先 ノ ヨ ^維持上必要ナルコリ同町六四六番 たかさご めた カン な(くろうを) れい以外ノイガー十月一十月 ラ含ム) 工具是 声声 士青 丸 切丸切丸切丸 丸丸丸丸 切丸丸身。身 身 切 切丸丸 身 身 丸 **宝** 党 六元 흥 智咒 丟丟